

土壤汚染情報公開台帳

(案件No. 10362)

整理番号	111- 0036	調整年月日・契機	令和8年2月4日 (環境確保条例第116条第1項)			
所在地	(地番) 大田区南蒲田三丁目1370番1 (住居) 大田区南蒲田三丁目10番22号					
訂正年月日・契機						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	(有) 鍋谷グラス工芸社 (令和6年12月16日廃止)	面積	229.05	m ² (汚染地)	229.05	m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容	舗装：鉛及びその化合物 (含有量)					
当該土地に第122条第1項第2号の土壤がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)						
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考						
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者		
	令和7年7月16日	鉛及びその化合物	含有量基準	株式会社グラウンドナビゲーターズ		
	令和7年7月16日	鉛及びその化合物	溶出量基準	株式会社グラウンドナビゲーターズ		

